

各人権課題の現状と課題、施策の方向性

6. 外国人の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 外国人の人権問題について関心がある人の割合 62.3% (57.7%) (17項目中、12番目の高さ)
- ヘイトスピーチ解消法の認知度 41.3% (H24設問なし)
- 外国人の人権についての考え

設問	賛成	反対
①働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕方がない	24.6% (17.9%)	<u>71.7%</u> (79.1%)
②国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ	<u>65.9%</u> (—)	26.3% (—)
③外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居が断られる不動産業者がいても仕方がない	33.4% (23.5%)	<u>63.6%</u> (74.0%)
④日本の学校に通う外国人の子どもたちが、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障すべきだ	<u>61.6%</u> (53.5%)	34.1% (43.2%)

・ 網掛けのほうが、外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答

・ 4項目とも積極的回答が6～7割となりました。性別では②の「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で男性の方が女性より積極的回答が多く、その他の項目では、女性の方が男性より積極的回答が多くなっています。
年齢別では、①の「働いている外国人に、雇用者が職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕方がない」と②の「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で18～29歳代の若い年代層と70歳以上の高い年代層で積極的回答の割合が低くなっています。

平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて(回答は3つまで)
 - ①就職・職場で不利な扱いを受けること 26.9%
 - ②文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること 25.6%
 - ③病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分であること 22.9%
 - ④ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること 17.6%
 - ⑤住宅の申込や入居で不利な扱いを受けること 12.9%
 - ⑥入学・学校で不利な扱いを受けること 12.3%
 - ⑦年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること 12.3%
 - ⑧結婚問題で周囲から反対されること 10.5%
 - ⑨政治に意見が十分反映されないこと 8.8%

国・県の主な動向

- ①国 ヘイトスピーチ解消法の施行(H28.6月)
- ②国 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行(H31.4月)
- ③国 日本語教育の推進に関する法律の施行(R1.6月)
- ④県 ひょうご多文化共生社会推進指針の改定(R3.3月予定)[策定中]

丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進(R2年度学習テーマ SNS時代における外国人の人権)
- ②FMラジオ、広報紙による啓発
- ③生活支援相談等通訳者派遣及び翻訳業務の実施(市内在住外国人を対象に通年)
- ④外国人のための悩み相談会の開催
- ⑤丹波市国際交流協会との連携及び活動支援
- ⑥外国人の児童・生徒の学習支援
- ⑦外国語母子健康手帳の交付
- ⑧外国語説明チラシの配布(健康事業)
- ⑨市ホームページの多言語対応(3言語)
- ⑩ごみカレンダーの多言語版の作成(4言語)[作成中]
- ⑪外国人による119番通報の多言語電話通訳サービスによる対応(19言語)

丹波市の主な数値等

- ①外国人数(R3.1月) 28か国 980人
- ②外国人の児童・生徒数(R3.1月) 小学生 14人(9校) 中学生 6人(3校)
- ③生活支援相談等通訳者派遣及び翻訳業務の利用件数(R1年度) 通訳 10件
- ④外国人のための悩み相談会参加者数(R2年度) 2人
- ⑤外国人の児童・生徒を支援する県の多文化共生サポーターの利用人数(R2年度) 1人
- ⑥外国人・二重国籍の児童・生徒を支援する市のサポーターの利用人数(R2年度) 10人
[小学校5校中学校2校]
- ⑦日本語教室数及び開催回数(R1年度) 3教室 333回

主な課題と施策の方向性

- ①外国人の人権を尊重する意識を高める必要がある。
⇒ 外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②外国人に対して生活・行政情報を届ける必要がある。
⇒ 多言語や「やさしい日本語」での広報及び情報提供
- ③外国人が日本語を習得するための支援が必要である。
⇒ 日本語教室の充実に向けた支援
- ④外国人児童・生徒への生活適応と学習支援等が必要である。
⇒ 外国人児童・生徒への教育等支援の充実
- ⑤文化や生活習慣等について相互理解を深める必要がある。
⇒ 相互理解を深めるための機会の充実
- ⑥外国人の社会参画・交流を進める必要がある。
⇒ 外国人の社会参画・交流の推進
- ⑦全国的には特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが街頭やインターネット上で行われている。
⇒ インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の推進、インターネットモニタリング事業の実施、県内市町との連携
- ⑧外国人が抱える悩みや問題の解決に向けた支援が必要である。
⇒ 外国人に対する相談・支援体制の充実